

1.1	<u>病院の理念と基本方針</u>	-	-	-	-	-	-
1.1.1	理念および基本方針が確立されている	4	-	-	-	-	-
1.1.2	理念および基本方針が病院の内外へ周知・徹底されている	4	-	-	-	-	-
1.2	<u>病院の役割と将来計画</u>	-	-	-	-	-	-
1.2.1	地域における病院の役割・機能が明確になっている	4	-	-	-	-	-
1.2.2	将来計画が策定されている	3	-	-	-	-	-
1.3	<u>病院管理者・幹部のリーダーシップ</u>	-	-	-	-	-	-
1.3.1	病院管理者・幹部は病院運営の基本方針や将来計画の策定に指導力を発揮している	4	-	-	-	-	-
1.3.2	病院管理者・幹部は病院運営上の諸問題の解決に指導力を発揮している	3	-	-	-	-	-
1.3.3	病院管理者・幹部は医療の質の向上や業務の効率化に向けた取り組みに指導力を発揮している	3	-	-	-	-	-
1.4	<u>病院組織の運営</u>	-	-	-	-	-	-
1.4.1	病院は組織規定に基づいて運営されている	3	-	-	-	-	-
1.4.2	組織運営が計画的になされている	4	-	-	-	-	-
1.4.3	組織内の情報伝達と連携	4	-	-	-	-	-
1.5	<u>情報管理機能の整備と活用</u>	-	-	-	-	-	-
1.5.1	情報管理機能が整備されている	4	-	-	-	-	-
1.5.2	病院の運営に必要な情報が収集され活用されている	3	-	-	-	-	-
1.5.3	診療情報が適切に開示・提供されている	4	-	-	-	-	-
1.6	<u>関係法令の遵守</u>	-	-	-	-	-	-
1.6.1	関係する法令が遵守されている (2003-06-16)	2	-	-	-	-	-
1.6.1	関係する法令が遵守されている (2004-04-19)	3	-	-	-	-	-
1.7	<u>職員の教育・研修</u>	-	-	-	-	-	-
1.7.1	全職員を対象とした院内の教育・研修が実施されている	3	-	-	-	-	-
1.7.2	院外の教育・研修の機会が活用されている	3	-	-	-	-	-
1.8	<u>医療サービスの改善活動</u>	-	-	-	-	-	-

1.8.1	医療サービスの改善課題と改善目標が設定されている	4	-	-	-	-	-
1.8.2	改善活動への取り組みがなされ成果を上げている	3	-	-	-	-	-
1.9	<u>地域の保健・医療・福祉施設などとの連携と協力</u>	-	-	-	-	-	-
1.9.1	地域の保健・医療・福祉施設などと適切な連携が図られている	4	-	-	-	-	-
1.9.2	紹介患者の受け入れが適切に行われている	4	-	-	-	-	-
1.9.3 *	高額医療機器などによる検査の受託をしている	4	-	-	-	-	-
1.9.4	患者の他施設への紹介・転院が適切に行われている	4	-	-	-	-	-
1.10	<u>地域に開かれた病院</u>	-	-	-	-	-	-
1.10.1	地域活動に積極的に取り組んでいる	4	-	-	-	-	-
1.10.2	適切な広報活動が行われている	4	-	-	-	-	-

TOP

Copyright (C) 2002 Japan Council for Quality Health Care. All Rights Reserved.

## 医療・介護分野の個人情報保護について

### 個人情報保護にかかるこれまでの経緯と医療分野の位置づけ

- 平成15年5月23日に個人情報保護法（以下「法」という。）が成立し、平成17年4月1日から全面施行されることとなっている。
- 法第6条第3項では、特に適正な取扱いを確保する必要がある個人情報について、「保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とされており、国会の附帯決議等において、医療分野はその一つとされている。
- このため、本年6月に「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」を設置し、医療機関等において個人情報を適切に取り扱うためのガイドラインの策定及び個別法の必要性も含めた、医療機関等における個人情報保護のあり方に係る議論を行っている。
- また、医療機関等では医療サービスとあわせて介護サービスを提供することが多いことから、介護関係事業者も検討対象とする。
- なお、医学研究分野における個人情報保護のあり方については、別途（厚生科学審議会科学技術部会の下に専門委員会を設置）検討を行うこととし、相互に密接に連携する。
- 現在検討中のガイドラインの概要は以下のとおり。

#### 1 対象事業者

- 医療関係事業者（医療機関等）  
病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等
- 介護関係事業者  
介護保険施設（特別養護老人ホーム等）、居宅サービス事業者（訪問介護事業者等）、居宅介護支援事業者

(参考)

- ・病院 約 9,200 施設
- ・診療所 一般診療所 約 95,000 施設  
　　歯科診療所 約 65,000 施設
- ・助産所 約 730 施設
- ・薬局 約 50,000 施設
- ・訪問看護ステーション 約 5,000 施設
- ・特別養護老人ホーム 約 5,200 施設
- ・訪問介護（ホームヘルプ）事業所 約 21,100 事業所
- ・痴呆性高齢者グループホーム 約 5,000 事業所
- ・居宅介護支援事業所 約 27,700 事業所

- 法では、取り扱う個人情報の数が 5000 件未満の小規模事業者は個人情報取扱事業者としての義務等を負わないが、ガイドラインでは、小規模事業者に対してもガイドラインを遵守する努力を求める。

**2 対象となる情報の種類**

- 医療・介護関係事業者が保有する生存する個人に関する情報のうち、医療・介護関係の情報であり、具体的には以下のとおり。

**<医療機関等の場合>**

診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、調剤録 等

**<介護関係事業者の場合>**

ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容の記録 等

### 3 「診療情報の提供等に関する指針」との関係等

- 医療分野については、昨年9月に、医療従事者と患者等のより良い信頼関係を構築することを目的として「診療情報の提供等に関する指針」が策定されていることから、この目的のため、患者等からの求めにより診療情報を開示する場合は、同指針の内容に従う。
- 死者の情報については法及びガイドラインの対象とはならないが、上記指針の対象となっており、患者・利用者が死亡した際の遺族に対する診療情報・介護関係記録の提供については、上記指針を踏まえて対応する。

### 4 事業者の責務

#### 1. 利用目的の特定等（第15条、第16条）

- 利用目的はできる限り特定しなければならない。
- 利用目的を越えて個人情報を取り扱う場合は本人の同意が必要であるが、以下の場合は本人の同意を得る必要はない。
  - ・ 法令に基づく場合  
(例) 医療法に基づく立入検査や介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知 等
  - ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
(例) 意識不明の患者や重度の痴呆性の高齢者の状況を家族等に説明する場合(患者の判断能力に疑義がある場合も同様であるが、意識の回復にあわせて、速やかに本人へ説明し同意を得る)  
等

## 2. 利用目的の通知等（第18条）

- 特定した利用目的を院内・事業所内へ掲示するとともに、可能な限りホームページへ掲載。
- 文書の交付など、患者・利用者の理解度等に応じた、きめ細かな対応を求める。

## 3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（第17条、第19条）

- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

## 4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（第20条～第22条）

- 個人情報保護に関する規程の整備、公表（院内・事業所内への掲示、ホームページへの掲載）
- 組織体制の整備、データ漏洩時の報告連絡体制の整備
- 雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備（雇用契約における守秘義務規定の整備、医師等に対する法令に基づく守秘義務規定の遵守の徹底等）
- 従業者に対する教育研修
- 不要となった個人データは焼却するなど復元不可能な形で廃棄
- 委託先の監督

## 5. 個人データの第三者提供の制限（第23条）

- 原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

- 法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等は本人の同意を得る必要はない。(1. 利用目的の特定等を参照)
- 患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的については、院内掲示等によりあらかじめ公表しておき、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、医療機関等に限定して、患者の默示による同意があったものとして第三者提供を行う。

(例)

- ・医療機関等が他の医療機関等あてに発行した紹介状等を本人が持参し、当該書面の内容について医療機関等の間で情報交換を行う場合
- ・他の医療機関等からの照会に回答する場合

## 6. 開示、訂正、利用停止（第25条～第27条）

- 原則として、本人等から保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付等により当該保有個人データを開示しなければならない。
- 原則として、本人等から保有個人データの訂正等、利用の停止等、第三者への提供の停止を求められた場合で、これらの求めが適正であると認められるときは、これらの措置を行わなければならない。

### 5 今後のスケジュール

- 10月27日 第7回検討会（予定）（ガイドライン案について）
- ガイドライン案とりまとめ後、パブリックコメント実施

(参考)

## 「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」について

平成16年6月  
医政局総務課

### 1 開催の趣旨等

- (1) 個人情報保護法については、平成15年5月30日に公布され、平成17年4月1日から全面施行されることとなっているが、医療機関等についても一般の事業者と同様に適用されることとなっている。
- (2) 個人情報保護法においては、「特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報については、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とされており、医療分野は、平成16年4月2日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」においても、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野の一つとされている。
- (3) このため、個人情報保護法の全面施行に向けて、医療機関等において個人情報を適切に取り扱うためのガイドラインの策定を行うとともに、国会における附帯決議の趣旨も踏まえ、個別法の必要性も含め、医療機関等における個人情報保護のあり方について、幅広く検討を行うこととする。
- (4) また、介護サービスについては、医療機関において医療サービスと合わせて提供されることが多いことから、医療機関以外の介護サービス提供事業者についても検討の対象とする。
- (5) なお、医学研究分野における個人情報保護のあり方については、厚生科学審議会科学技術部会の下に専門委員会を設置し検討を行うこととされていることから、相互に密接に連携しつつ検討を行うものとする。

### 2 検討事項

- ・個人情報保護法の全面施行に対応した医療機関等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの策定
- ・個別法の必要性に係る検討を含む、医療機関等における個人情報保護のあり方

### 3 検討会の位置づけ等

医政局、医薬食品局、老健局、保険局による共同の検討会  
(検討会の庶務は、関係各局・各課の協力を得て医政局総務課で行う。)

### 4 検討会のメンバー

別紙のとおり

(別紙)

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会  
委員名簿

岩渕 勝好 川崎医療福祉大学医療福祉学部教授

宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

大道 久 日本大学医学部教授

○ 大山 永昭 東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

楠本 万里子 日本看護協会常任理事

高津 茂樹 日本歯科医師会常務理事

高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授

武田 隆男 日本病院会副会長

辻本 好子 N P O 法人ささえあい医療人権センター C O M L 代表

寺野 彰 日本私立医科大学協会理事

○ 樋口 範雄 東京大学大学院法学政治学研究科教授

松原 謙二 日本医師会常任理事

山本 信夫 日本薬剤師会常務理事

(○ : 座長、○ : 座長代理)

## 医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会 －開催状況－

### ○第1回 平成16年6月23日（水）

- ・医療機関等における個人情報保護のあり方について  
(フリートーキング)

### ○第2回 平成16年7月21日（水）

- ・ガイドラインに係る主な論点について

### ○第3回 平成16年7月30日（金）

- ・ガイドラインに係る主な論点について

### ○第4回 平成16年9月9日（木）

- ・ガイドライン素案について

### ○第5回 平成16年9月16日（木）

- ・ガイドライン素案について

### ○第6回 平成16年9月30日（木）

- ・ガイドライン案について

# 個人情報の保護に関する法律等の概要

## 第1章 総則

### 1 目的（1条）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大  
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

### 2 定義（2条）

「個人情報」 …生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日  
その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合  
することができ、それにより特定の個人を識別することができるこことなるものを含  
む）

「個人情報データベース等」 …個人情報を含む情報の集合物であって次のもの

- ①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成  
したもの
- ②個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人の情報を容易に検  
索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引そ  
の他検索を容易にするためのものを有するもの

「個人情報取扱事業者」 …個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方  
公共団体、独立行政法人等のほか、取り扱う個人情報の数が過去6月以内のいずれの日  
においても5000を超えない者を除く）

「個人データ」 …個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」 …個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

### 3 基本理念（3条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適  
正な取扱いが図られなければならない。

## 第2章 国及び地方公共団体の責務等

### 1 国及び地方公共団体の責務（4条、5条）

### 2 法制上の措置等（6条）

- ・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- ・ 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要  
がある個人情報についての法制上の措置等

## 第3章 個人情報の保護に関する施策等

### 第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上  
で閣議決定

### 第2節 国の施策（8条～10条）

- ・ 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

### 第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）